

○加東市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱

平成31年4月16日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負契約において、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、契約の内容に適合した履行を確保するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める工事をいう。
- (2) 低入札価格調査制度 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格かつ失格判断基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者について、当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する制度をいう。
- (3) 低入札調査基準価格 低入札価格調査制度を実施する場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格をいう。
- (4) 失格判断基準価格 低入札価格調査制度を実施する場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断される価格をいう。
- (5) 最低制限価格制度 政令第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。
- (6) 最低価格入札者 指定した範囲内において、最低の価格をもって入札した者をいう。
- (7) 低入札者 低入札価格調査制度を実施して競争入札を行った結果、失格判断基準価格以上の価格かつ低入札調査基準価格を下回る価格で入札をした者をいう。
- (8) 調査対象者 低入札価格調査制度を実施して競争入札を行った結果、低入札者のうち、最低価格入札者となった者をいう。

(低入札価格調査制度の適用)

第3条 低入札価格調査制度は、予定価格が1億円以上の建設工事又は予定価格にかかわら

ず、加東市競争入札等の執行に関する規程（平成18年加東市告示第9号）第8条に規定する加東市指名競争入札参加者等資格審査会（以下「審査会」という。）が実施を決定した工事の請負契約に係る競争入札において適用する。

（最低制限価格制度の適用）

第4条 最低制限価格制度は、予定価格が、200万円を超え1億円未満の建設工事の請負契約に係る競争入札において適用する。

（低入札調査基準価格の算出）

第5条 低入札調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費に10分の9を乗じて得た額、現場管理費に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額を低入札調査基準価格とすることができる。

（令4告示41・令6告示73・一部改正）

（最低制限価格の算出）

第6条 最低制限価格の算出は、前条の規定を準用する。

（失格判断基準価格の算出等）

第7条 失格判断基準価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。ただし、契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止ができると審査会が認めたときは、失格判断基準価格を設定しないことができる。

2 失格判断基準価格を下回る価格で入札を行った者については、低入札価格調査を実施せずに失格とする。

（令4告示41・令6告示73・一部改正）

（入札参加者への周知）

第8条 低入札調査基準価格又は失格判断基準価格を定めた入札を行うときは、入札公告等に低入札調査基準価格又は失格判断基準価格の適用があること及び入札金額によっては入札保留がなされることを明示するものとし、最低制限価格を定めた入札を行うときは、入札公告等に最低制限価格の定めがあることを明示するものとする。

(入札の執行)

第9条 市長は、低入札価格調査制度を実施して競争入札を行った結果、低入札者があるときは、落札決定を保留し、調査対象者について調査を行った上で落札者を決定する旨を入札者全員に伝え、入札を終了するものとする。

2 市長は、最低制限価格制度を実施して競争入札を行った結果、予定価格の制限の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

(低入札価格調査の実施)

第10条 低入札調査基準価格に満たない入札があった場合において、低入札価格調査を行うため、入札執行者は、契約担当課長及び対象工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）に対し、低入札価格調査制度による調査の実施を指示するものとする。

2 契約担当課長は、次に掲げる書面のうち必要な資料を調査対象者に提出させ、必要に応じて事情聴取を行うものとする。

- (1) 設計図書の内訳に対応した積算内訳書
- (2) 当該価格で入札した理由書（様式第1号）
- (3) 対象工事付近の手持工事（受注）状況一覧（様式第2号）
- (4) 対象工事箇所と事業所又は資材置場との関連（地理的關係）（様式第3号）
- (5) 使用予定資材調達一覧（様式第4号）
- (6) 使用予定機材調達一覧（様式第5号）
- (7) 予定施工体制（様式第6号）
- (8) 労務者の配備の見通し（様式第7号）
- (9) 建設副産物の搬出先（予定）一覧（様式第8号）
- (10) 建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況報告書（様式第9号）

(調査後の措置)

第11条 契約担当課長は、調査終了後、調査対象者が入札した価格により落札決定した場合に対象工事の契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、所管課長と協議するものとする。

2 契約担当課長は、前項の協議終了後、落札決定の適否を判断の上、直ちに低入札価格調査報告書、低入札価格調査票及び当該協議の結果に係る資料を審査会に提出し、落札決定の適否について審査を求めなければならない。

(低入札価格調査における落札者の決定)

第12条 審査会は、前条の求めがあったときは、速やかに調査した結果を審査し、適否を判断するものとする。

2 市長は、前項の審査により適当である決定を受けたときは、調査対象者を落札者と決定する。

3 市長は、第1項の審査により不適當である決定を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、低入札者であって最低価格入札者の価格に次ぐ価格をもって入札した者から入札価格の低い順に前項の落札者を決定するまで、第10条、前条及び前2項の規定を準用し、調査及び決定を行うものとする。この場合において、第10条、前条及び前2項中「調査対象者」とあるのは「第12条第3項の規定により調査対象となった者」と読み替えるものとする。

(落札者の決定通知)

第13条 市長は、当該落札者及び落札者以外の入札者のうち有効な入札をした者に対してその結果を通知する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(加東市競争入札等の執行に関する規程の一部改正)

2 加東市競争入札等の執行に関する規程（平成18年加東市告示第9号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和3年3月31日告示第63号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づく様式（次項において「旧様式」という。）でなされた申出、申請等は、この告示による改正後の各告示に基づく様式でなされた申出、申請等とみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第41号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第73号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年11月28日告示第131号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に提出された改正前の様式第6号は、改正後の様式第6号により提出されたものとみなす。

附 則（令和8年3月25日告示第36号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

年 月 日

加東市長

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

当該価格で入札した理由書

下記工事の当社入札価格について、低入札価格の理由を本書及び別添資料のとおり回答いたします。

工事番号		
工事名		
入札価格(税抜)	円	
直接工事費	円	
共通仮設費	円	
現場管理費	円	
一般管理費等	円	
【主な理由】		
【当該工事に対する受注意欲】		

※ 【主な理由】の欄には、当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、対象工事現場と調査者対象者の事務所・倉庫等との関連、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請会社の協力等の面から記入してください。その他、低価格で施工することが可能となる面があれば記入してください。

様式第2号(第10条関係)

対象工事付近の手持工事(受注)状況一覧

発注者	工事名	工事場所	契約金額(千円)	技術者名	契約工期(期間)	備考

- ※ 対象工事現場付近(半径10km程度)での手持工事のうち、損料、運搬費、間接経費等の面から本工事の工事費の縮減に寄与するものに限って、記入してください。
- ※ 本様式に記入した手持工事の場所と、対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付してください。(縮尺は問いません。)
- ※ 当該手持工事に関する契約書、請書等の写しを添付してください。
- ※ 公共工事、民間工事は問いません。
- ※ 備考欄には、工事件名ごとに元請又は下請の区分を明記してください。
- ※ 該当する手持工事がない場合は、「該当なし」と記入してください。

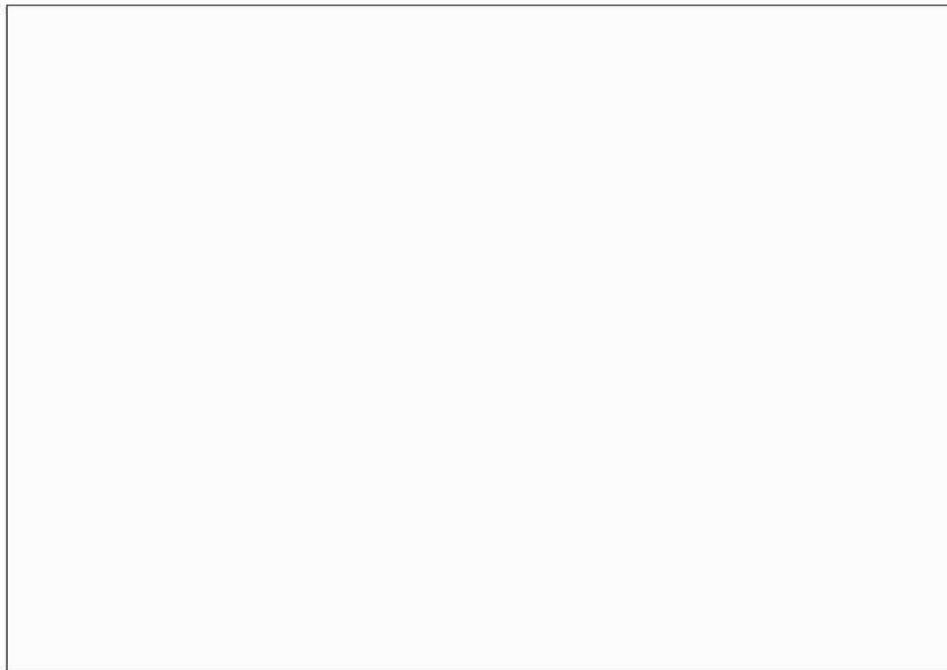
様式第3号(第10条関係)

対象工事箇所と事業所又は資材置場との関連(地理的關係)

事業所住所： _____

資材置場住所： _____

施工場所： _____



※ 調査対象者の事務所又は資材置場のうち、対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限って、記入してください。

※ 縮尺は問わないので、分かりやすい地図で調査対象者の事務所又は資材置場との地理的關係を示し、その所在地を記入してください。

※ 該当するものがない場合は、「該当なし」と記入してください。

様式第4号(第10条関係)

使用予定資材調達一覧

品名	規格・形式	単位	数量	調達方法	備考
				手持 新規購入 その他	

- ※ 対象工事で使用予定の資材について記入してください。
- ※ 調達方法欄は当てはまるものを○で囲んでください。
- ※ 経費節減の理由があれば備考欄に記入してください。
- ※ 調達方法で「その他」を○で囲んだ場合は、備考欄に具体的な方法を記入してください。
- ※ この用紙1枚で記入しきれない場合はコピーして使用してください。

様式第5号(第10条関係)

使用予定機材調達一覧

機械等の名称	メーカー名	規格・型式・能力・年式	単位	数量	調達方法	備考
					手持	
					リース	
					その他	
					手持	
					リース	
					その他	
					手持	
					リース	
					その他	
					手持	
					リース	
					その他	
					手持	
					リース	
					その他	
					手持	
					リース	
					その他	
					手持	
					リース	
					その他	

- ※ 対象工事で使用予定の手持機械等の状況について記入してください。
- ※ 調達方法欄は当てはまるものを○で囲んでください。
- ※ 手持機械の活用で、節減が可能な場合は、その理由を備考欄に記入してください。
- ※ 手持機械がある場合は、保管状況の写真を添付してください。
- ※ 調達方法で「その他」を○で囲んだ場合は、備考欄に具体的な方法を記入してください。
- ※ この用紙1枚で記入しきれない場合はコピーして使用してください。

予定施工体制

1 配置予定技術者等

配置区分	氏名	生年月日	資格	資格取得年月日
現場代理人				
主任技術者				
監理技術者				

- ※ 対象工事に配置する予定の技術者について記入してください。
- ※ 「現場代理人」は「技術者」を兼ねることができます。
- ※ 技術者欄は、「監理技術者」又は「主任技術者」のどちらか一方記入してください。
- ※ 現場代理人については、実際の契約時の変更は可能です。
- ※ 正社員として雇用していることが確認できる書類の写しを添付してください。
- ※ 資格者については資格を確認するために、合格証明書等の写しを添付してください。
- ※ 監理技術者資格者証を有している場合には、監理技術者資格者証の写しを添付してください。

2 下請契約の予定

会社名	住所	工事概要	契約予定額(税抜)	備考

- ※ 一次下請けまでの記入で構いません。
- ※ 下請業者の見積書の写し等、積算根拠を示すものを添付してください。

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

加東市長

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況報告書

当社における建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設業法違反の有無
 あり なし

- 2 賃金不払の状況
賃金不払
 あり なし

- 3 下請代金の支払遅延状況
下請代金の支払遅延
 あり なし

様式第10号(第10条関係)

誓約書

年 月 日

加東市長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記工事に対する当社の入札価格は、詳細な検討の結果、施工が可能であると判断し申込みをしたものです。低入札価格調査の結果、当社が落札者となり当該工事を施工する場合には、公共工事の施工者であることの責任のもとに次の事項を遵守することを誓約します。

記

1 工事番号 _____

2 工事名 _____

3 遵守事項

- ・下請業者とは、請負金額、工期、代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。
- ・前払金の支払いを受けたときは、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払いするよう十分配慮すること。
- ・労務者への適正な賃金支払を確保すること。
- ・技術者及び現場代理人を適正に配置すること。
- ・施工における十分な安全管理を行うこと。
- ・施工に関する各法規を遵守すること。
- ・その他当該契約の内容に適合した履行を確保(設計内容のみならず品質確保、書類作成等を含む。)すること。

様式第11号（第10条関係）

低入札価格調査票

工 事 名		
工 事 場 所		
工 事 の 概 要		
入 札 執 行 日		
最低価格入札者		
入 札 価 格		
予定価格及び低入札調査基準価格		予 定 価 格 円 低入札調査基準価格 円
調 査 内 容	(1)当該価格で入札した理由書	
	(2)対象工事付近の手持工事 (受注)状況一覧	
	(3)対象工事箇所と事業所又は 資材置場との関連（地理的關係）	
	(4)使用予定資材調達一覧	
	(5)使用予定機材調達一覧	
	(6)予定施工体制	
	(7)労務者の配備の見通し	
	(8)建設副産物の搬出先（予定） 一覧	
	(9)建設業法違反の有無、賃金 不払の状況及び下請代金の支払 遅延状況報告書	
	(10)直近及びその前期2期分の 財務諸表	
	(11)その他必要と認められる事項 に係る書面	
調査結果に基づく適否		

◆加東市指名競争入札参加者等資格審査会による審査結果

【 適当・不適當 】

理 由

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

加東市指名競争入札参加者等資格審査会委員長 様

総務財政部管財課長

低入札価格調査報告書

年 月 日に入札執行した下記の工事について、加東市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱第2条第3号に定める低入札調査基準価格を下回る入札が行われたため、別紙のとおり調査を実施したので報告します。

記

- 1 工事番号
- 2 件 名
- 3 場 所

様式第1号（第10条関係）

（令3告示63・一部改正）

様式第2号（第10条関係）

様式第3号（第10条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

（令6告示131・一部改正）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第10条関係）

様式第9号（第10条関係）

（令3告示63・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（令3告示63・一部改正）

様式第11号（第10条関係）

様式第12号（第10条関係）